

1.5 イタリア

イタリアでは、憲法において歴史的遺産（アーカイブ等）の保護について定められていることが特色である。

政府記録管理はMiBACT (Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo (文化財文化活動観光省)) のDGA (Direzione generale per gli archive (アーカイブ総局)) が所掌している。DGAはローマに所在する国立中央文書館や国内各地に所在する国立文書館（以下、単に「国立文書館」という。）を所管するほか、地方政府や民間アーカイブの監督、保護を行う文書保護局と呼ばれる機関を所掌している。国立文書館は、政府記録の収蔵、展示、利用者への提供等の業務を行っている。

記録の廃棄にあたっては、各政府機関は提案書を作成し、各政府機関に設置される「記録文書監視委員会」による評価を経た後、DGAから承認を受ける必要がある。イタリアにおける評価選別の概要を図1-25に示す。

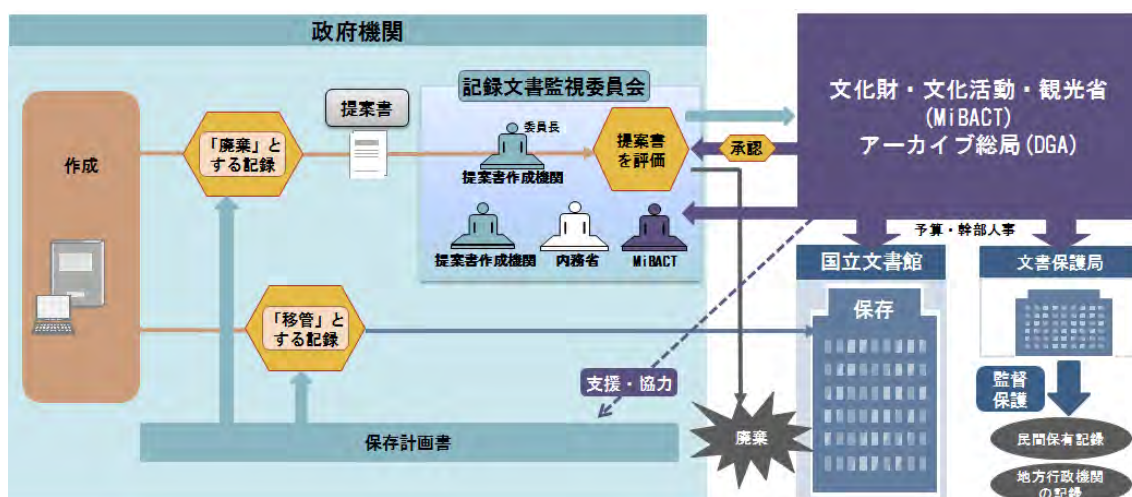


図 1-25 イタリアにおける評価選別システム

1.5.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

イタリアの国家元首は共和国大統領であり、大統領は行政府の長である首相を任命するとともに、首相から提示された組閣名簿に基づき大臣を任命する。政府機関として16の省があり、MiBACTはそのうちのひとつである。

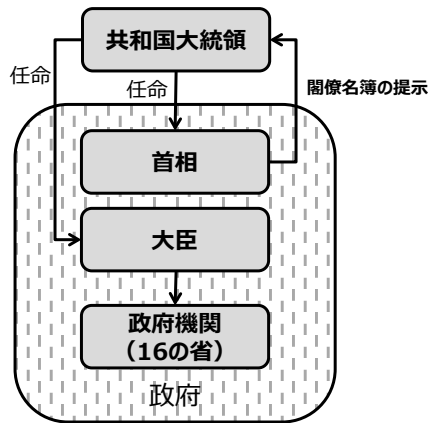


図 1-26 イタリア政府機関の概要²¹

(1) 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能

イタリアでは、1963年のアーカイブ令により、国立文書館の館長の権限や組織、記録の保存、監視等について定めている。

2004年に制定された文化財及び景観令では、記録が文化遺産の一つとして明示されているほか、国家や地方政府等のアーカイブ及び記録単体を文化財として定義しており、それらの歴史的価値を有する記録の廃棄を禁止する措置等について定められている。

MiBACTは大臣を頂点に次のような組織から構成されている。図 1-27 に概要を示す。図に示されるとおり、DGAは、国立中央文書館をはじめとする4つの機関を所管している。

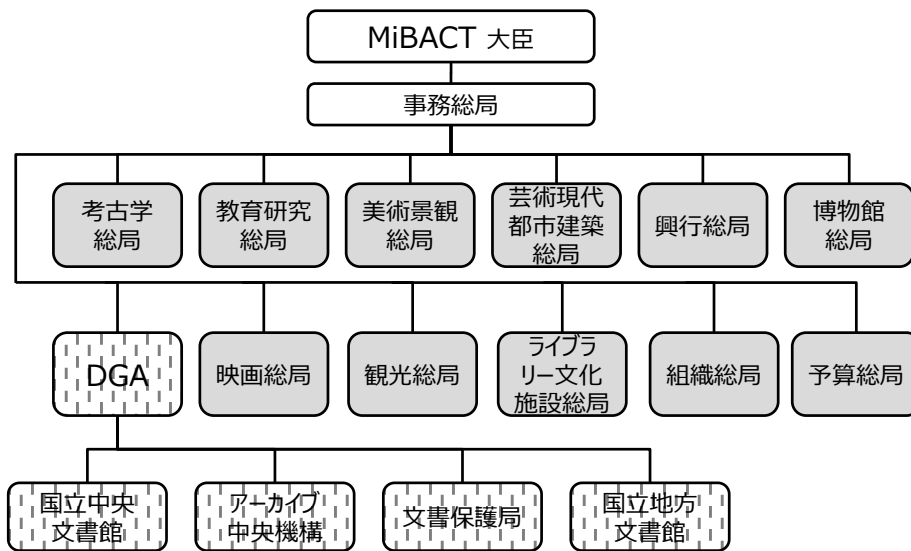


図 1-27 MiBACT 組織図²²

²¹ 各種資料を基に、三菱総合研究所作成。

²² 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。MiBACT HP (<http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/images/ORGANIGRAMMA-2015.jpg>)

(2) 公文書管理担当機関の構成

国立中央文書館の所在地は、ローマ市南部の EUR 地区である。イタリア政府の中央文書館として、イタリア統一以降の政府記録の展示・保存を行っている。(図 1-28)



図 1-28 イタリア国立中央文書館²³

地方に所在する国立の文書館は、全国に計 133 館あり、国の地方政府機関の政府記録を保管するほか、イタリア統一以前の記録の保存・展示等を行う。

DGA の職員数は 80 名である。一方、国立文書館の職員は 2,615 名であり、そのうち 350 名程度がアーキビストである。国立中央文書館の館長は公募によって選定され、DGA により任命される。館長はおおむね国立文書館で勤務した経験を有するアーキビストが就くことが多いが、MiBACT の一般行政官が就任することもある。

一般職員の人事は、ほかの政府機関同様、エリアと呼ばれる階層に分かれており、アーキビストとして入館すると、エリアⅢの F4 と呼ばれるランクに任用される。このランクとは各エリアを F1 から F6 の 6 段階に区分するものであり、F6 が最もランクが高い。

イタリアにおける公文書管理に関する教育機関として、全国 17 の国立文書館に付属するアーカイブ学校がある。

²³ 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

このアーカイブ学校は国立文書館等に就職を希望する学生が大学の修士号などを取得した後に入學するのが一般的であり、古文書学や修復等に関する授業や実習を受けることとなる。

1.5.2 公文書管理制度の運用実態

(1) 文書評価選別事務の実態

政府機関により作成された文書の保存期間、期間満了後の措置等については、DGAの協力の下、各政府機関が作成する「保存計画書」によって定められている。記録の廃棄に際しては「提案書」と呼ばれる書類を当該政府機関が作成し、記録文書監視委員会が評価の上、DGAの承認を求めることとなる。

この記録文書監視委員会は、記録を作成した政府機関の代表やMiBACTの代表、秘密情報などを取り扱う内務省の代表等により構成されている。

(2) 電子文書の整理や長期保存、民間保有文書の保護の実態

電子記録については、2005年に公示されたデジタル行政法において、電子記録を明確に定義する形ではなく、紙媒体への記録を前提とする既存の法令を緩和することで、デジタル記録を紙媒体の記録の替わりになるものとして認めている。

電子記録の長期保存については、デジタル行政法に、政府の電子記録に関する正当性、完全性、信頼性、可読性、参照性を保証することについて定めがある。

また、政府のデジタル行政を所掌するデジタル行政庁により、各種ガイドラインが発行されており、その中では長期保存に際し、推奨されるフォーマットが示されている。

国立文書館や各州の公文書館が所蔵する記録のデータベース化について、全国アーカイブシステム (Sistema Archivistico Nazionale) により取組が進んでいる。

民間保有文書については、文書保護局が各種民間アーカイブや小規模な地方政府の公文書館等における記録の監視、保存などの取組を行っている。

文書保護局は、「最重要歴史的価値宣言」と呼ばれる権限を有している。この宣言を行うと、対象となるアーカイブが市場に出回った場合に先買権を行使できるほか、記録の移転に関する報告の義務付け、目録の整備、修復への許認可、補助金交付による支援等を行う事が可能となる。

(3) 口述記録（オーラルヒストリー）等

文書保護局では、オーラルヒストリーが民間記録収集の一貫として行われており、少数ながら専門の職員を配置している。

1.5.3 地方の公文書管理との関係

(1) 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

地方政府が設置する公文書館の記録の維持管理については、前述の文書保護局が最重要歴史的価値宣言などを通じた記録の監視・保護を行っている。

(2) 地方の公文書管理等との連携の実態（法令や権力関係によらない協力）

法令等によらない事例としては、同じく文書保護局による災害時のアーカイブの救出、保護活動が挙げられる。

地震や水害などで、地方や民間の重要なアーカイブが被害を受けた場合、消防等と協力して記録の保全や救出等の活動を行っている。

1.6 参考情報

本節では、本調査において前提となる概念について整理する。

1.6.1 アーカイブの構造（編成階層）²⁴

公文書を始めとするアーカイブは、一般にフォンド尊重の原則²⁵や現秩序尊重の原則²⁶等に従い編成される。このようにして作成されたアーカイブの構造を編成階層という。

国や機関により具体的な名称は異なるが、本調査では表 1-3 に示す階層名で記述を統一している。

表 1-3 編成階層

階層	階層名	解説
1	保存機関	当該アーカイブを作成した機関の名称。
2	グループ	最も大きな階層であり、出所を基に構築した、組織的に関連する記録のまとまり。レコードグループ、フォンドと呼ぶ場合もある。
3	サブグループ	出所となる機関又は組織における管理上の細区分に対応した、グループの内部における関連する記録／アーカイブズのまとまり。作成主体が複雑な階層構造をとる場合は、各サブグループは、主要な下位の階層構造を反映するために必要なだけの下位サブグループをもつ。
4	シリーズ	ファイリング・システムにしたがって編成された、又は、同じ蓄積・ファイリング過程、同じ機能、同じ活動に由来するために一つの単位として維持された文書群。イギリスではクラスと呼ばれる場合もある。
5	ファイル	文書を組織化した単位（フィルダ、巻物など）であり、同一の主題、活動又は処理に関連があるため、作成者が現在の使用のために取りまとめたか、あるいはアーカイブズの編成過程で取りまとめたもの。
6	アイテム	そこから理解を得るために分割できない、最小のアーカイブズ単位（一点の手紙、メモ、報告書、写真等）。

²⁴ 本節及び次節は、大阪大学出版会「文書館用語集」,1997（以下「文書館用語集」という。）等を参考に作成している。

²⁵ 同一組織が出所となる記録はほかの組織が出所となる記録と混ぜ合わせるはならないとする原則

²⁶ 資料としての重要性や検索手段の有用性を損なわない為に作成者が確立した配列を保持すべきとする原則

1.6.2 OAIS 参照モデル

電子記録管理については、各国で様々な取組が進んでいるが、ISO等の国際標準化団体により作成された標準を参照している場合が多い。OAIS参照モデル(ISO14721:2012)とは、電子記録の長期保存に関する構造を示したものであり、図1-29に示すような要素から構成されている。

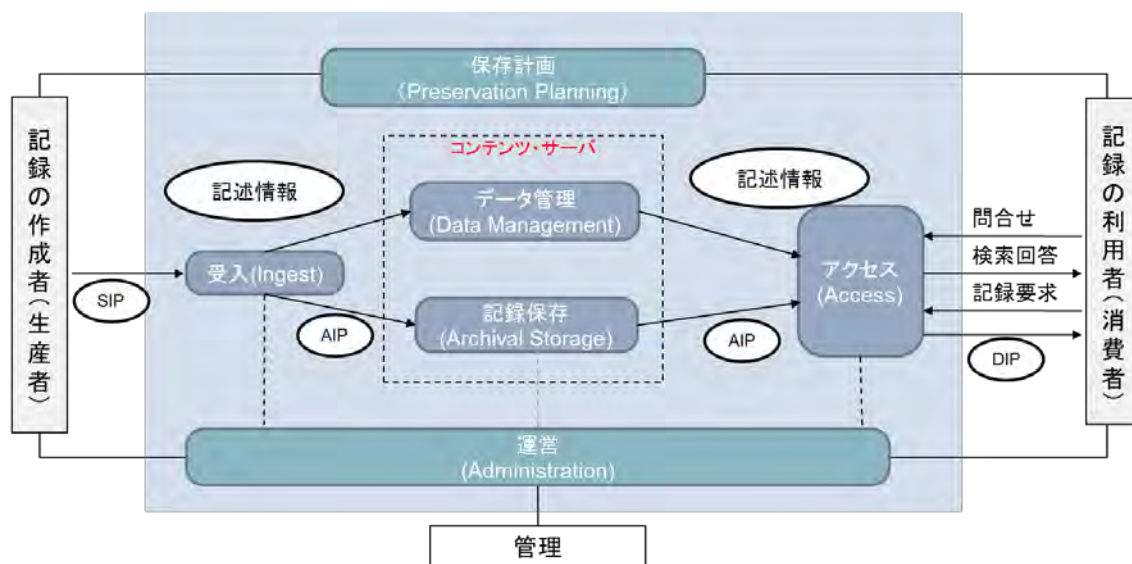


図 1-29 OAIS 参照モデル²⁷

また、上図中 SIP、AIP、DIP で示される情報パッケージの正式名称は次のとおりである。

インフォメーションパッケージの略称と解説

SIP: 移管用情報パッケージ (Submission Information Package)

AIP: 保存用情報パッケージ (Archival Information Package)

DIP: 提供用情報パッケージ (Dissemination Information Package)

²⁷ 三菱総合研究所 (独立行政法人 国立公文書館委託調査) 「米国 (NARA) における電子記録の長期保存等に関する取組みに係る調査」 (<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/kenkyu2014.pdf>), P27

1.7 用語について

本節では、本報告書において使用する用語の定義と留意すべき点について整理する。

1.7.1 「文書」／「記録」

「文書」については、公文書管理法上での語義を尊重し、本報告書においては、章や節等の見出しについて「文書」を用いているが、本文では、調査対象各国では対応する用語とその用語の意味の範囲が異なるため、混同を避けるために「記録」を用いている。

1.7.2 「アーカイブ」／「アーカイブス」／「アーカイブズ」

英語の Archive は、元々ギリシャ語の arkheia（公共の記録）のラテン語である archiva のフランス語である archive から 17 世紀初頭にイギリスに輸入された単語である。

従って、この単語の表記については、ラテン語の表記を各国の言葉に訳された語（例えばドイツ語の Archiv（アルヒーフ））との使い分けと借用語としての使い分けについて考慮する必要がある。

前者の各国の原語における表記については、本報告書において原語をそのまま用いることとしているが、後者の借用語の表記については、表記の単数形複数形及び発音に着目して「アーカイブ」と「アーカイブス」と「アーカイブズ」が慣用されており、表 1-1 にこれらの使い分けに関する方針を示すものとする。

表 1-4 アーカイブ等の表記基準

用語	使用に関する基準	付記
アーカイブ	1. 地名や建物名等でカタカナ表記をする必要がある場合で、単数形を用いている場合 2. アーカイブ学において用いられる「アーカイブ」概念を表現する場合	
アーカイブズ	地名や建物名等でカタカナ表記をする必要がある場合で、複数形を用いている場合	発音上は“aˈrkɑɪvz”であり、発音により近い表記である。
アーカイブス	本報告書では用いない	発音の容易にする為等の関係から一部で利用されている表現である。